

「実践型地域雇用創造事業」に取り組んでいる地域内の事業主の皆さまへ

## 地域における雇用創造を支援します!

# 「実践型地域雇用創造事業」関連 融資制度のご案内

雇用機会が不足している地域において、「実践型地域雇用創造事業」に取り組んでいる地域内の事業主向けに、厚生労働省と株式会社日本政策金融公庫が連携して、新しい融資制度を創設しました。

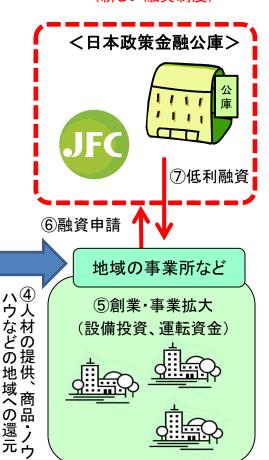
実践型地域雇用創造事業で開発した商品などを利用して、創業・事業拡大を行う事業主に対して低金利で資金を融資します。

地域における雇用創造に取り組む事業主の皆さまは、ぜひ、この制度をご利用ください。

#### 制度の概要



(新しい融資制度)







#### 制度の概要

株式会社日本政策金融公庫の「地域活性化・雇用促進資金」を活用し、実践型地域 雇用創造事業で開発した商品・ノウハウなどを活用して創業、事業拡大し、地域で 雇用を増加させる事業主向けの融資制度です。

#### 対象事業主 (次の全ての要件を満たす方)

- (1) 実践型地域雇用創造事業の「雇用拡大メニュー」を受講している事業主
  - \*「人材育成メニュー」を受講した後、創業した事業主も対象
  - \*平成24年度以前の「地域雇用創造推進事業における雇用拡大メニュー・人材育成メニュー によるセミナー」も含む
- (2) 同事業で開発された商品などを活用して創業、または事業拡大している事業主 \*地域雇用創造実現事業で開発した商品などの活用を含む
- (3)上記(2)にあわせて、雇用者を2名以上増やしている事業主 (ただし、以下に該当する場合に限る。それ以外の場合は3名)
  - ○従業員20名以下の企業
  - ○女性、若年者(30歳未満)、高齢者(60歳以上)を雇用する場合
  - ○中小企業信用保険法(第2条第4項第5号)の特定業種に該当する場合

### 貸付条件

○国民生活事業(個人企業や小規模企業を経営している方・創業をお考えの方)

貸付利率 : 0.80~2.95 % (貸付期間10年の場合)

貸付限度 : 7,200万円(うち運転資金は4,800万円以内)

貸付期間 : 設備資金15年以内

運転資金 5年以内(特に必要な場合は7年以内)

据置期間 : 設備資金 2年以内、運転資金 1年以内

\*平成25年5月13日時点

適用利率は、貸付期間や担保・保証人の有無によって異なります。

○中小企業事業(中小企業向け長期事業資金をご希望の方)

貸付利率: 0.95%(貸付期間10年、2億7,000万円以内の場合)

1.80% (貸付期間10年、2億7,000万円を超える場合)

貸付限度: 7億2,000万円(うち長期運転資金は2億5,000万円以内)

貸付期間 : 設備投資 15年以内、 長期運転資金 7年以内

据置期間 : 設備資金 2年以内、長期運転資金 1年以内

\*上記利率は標準的な貸付利率です(平成25年5月13日時点)。 適用利率は、貸付期間や信用リスク(担保の有無を含む)などにより異なります。

●詳しくはお近くの日本政策金融公庫までお問い合わせください。